

第 3 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

第 3 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(尾 鷲 熊 野 森 林 計 画 区)

計画期間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 平成 2 0 年 4 月 1 日} \\ \text{至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right]$

近畿中国森林管理局

第 3 次地域管理経営計画書

目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	3
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	5
(4) 主要事業の実施に関する事項	6
(5) その他必要な事項	8
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	8
(1) 巡視に関する事項	8
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	9
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	9
(4) その他必要な事項	10
3 林産物の供給に関する事項	11
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	11
(2) その他必要な事項	11
4 国有林野の活用に関する事項	12
(1) 国有林野の活用の推進方針	12
(2) 国有林野の活用の具体的手法	13
(3) その他必要な事項	13
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	13
(1) 国民参加の森林に関する事項	13
(2) 分収林に関する事項	14
(3) その他必要な事項	14
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	14
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	14
(2) 地域の振興に関する事項	15
(3) その他必要な事項	15

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

また、平成17年2月に発効した京都議定書の削減目標達成のための「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」や平成18年9月に策定された「森林・林業基本計画」の目標達成に必要な森林整備等が重要な課題となっている。

本計画は「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにしたものであり、国民各層の理解と協力を得ながら、国有林野の適切な管理経営を推進する。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

当森林管理局管内の国有林野は、奥地脊梁地帯から中山間、都市近郊に広く分布しており、それぞれの国有林野のおかれた自然的・社会経済的特性を反映し、多様な機能を発揮してきた。

このような中で、国有林野事業としては、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化していることを踏まえ、開かれた「国民の森林」実現に向けた取組を本格的に推進していくため、尾鷲熊野森林計画区においては、以下の事項を基本として国有林野の持続的な管理経営に努める。

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

ア 対象とする国有林野

本計画の対象は、尾鷲熊野森林計画区の国有林野10,441haであり、紀北町、尾鷲市、熊野市の西側、台高山脈南部に集中しているほか、熊野灘に面した海岸部に七里御浜国有林が細長く連なっている。林況は、面積割合では人工林と天然林がほぼ半々であり、人工林は尾鷲地域はヒノキ、熊野地域はスギが多く、天然林は広葉樹が86%と大部分を占めている。

計画区内の森林面積に占める国有林野の割合は12%と決して高くないが、我が国屈指の多雨地帯であるため、国有林の約95%が水源かん養保安林・土砂流出防備保安林に指定されており、山間奥地に位置する国有林野は水源かん養機能及び国土保全機能の確保に重要な役割を担っている。

海岸沿いに位置する七里御浜国有林は、防風保安林と保健保安林に指定されており、住宅地などへの風害防止機能や、林内散策等による保健増進機能を発揮すべき森林である。このため「レクリエーションの森」や「ふれあいの森」、世界文化遺産の熊野古道の景観を形成している森林の風致の維持向上を図る「世界文化遺産貢献の森林」に設定し、地元住民をはじめ多くの人に親しまれている森林である。

また、当該地域の民有林は人工林率が71%と高く、先進林業地として林業生産活動が盛んであり、健全な森林整備による木材の供給に努める役割も担っている。

国有林野事業としては、当該地域の特徴を踏まえつつそれぞれの国有林野の立地的特性や、それらの森林に求められている機能の高度発揮を勘案しつつ管理経営を行っていく。

イ 取扱いの基本的な考え方

国有林野の管理経営に当たっては、森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、それぞれの機能区分ごとに適切な管理経営を行うこととし、森林の取扱いについては、公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮する。

具体的には、伐採林齢の長期化、林齢や樹種の異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保とともに、併せて、自然再生、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定源としての機能の発揮、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

このため、国有林野を

- ・土砂流出・崩壊の防備、水源のかん養等安全で快適な国民生活の確保を第一の目的として管理経営すべき森林は「水土保持林」
- ・原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを第一の目的として管理経営すべき森林は「森林と人との共生林」
- ・環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを第一の目的として管理経営すべき森林は「資源の循環利用林」

の３つの機能類型に区分し、それぞれの目的に応じた管理経営を行う。

当計画区の機能類型別の面積等については以下のとおりであり、多雨地帯で気象害等を防止するための山地災害防止機能や水源かん養機能の高度発揮をさせるべき森林など、当計画区における森林の立地特性が反映されて、「水土保持林」及び「森林と人との共生林」が98%を占める。

機能類型別の森林の面積

(単位 面積：ha、比率：%)				
区 分	水 土 保 全 林	森 林 と 人 と の 共 生 林	資 源 の 循 環 利 用 林	合 計
面 積	10,032	248	161	10,441
比 率	96	2	2	100

また、本計画においては、平成１８年９月に策定された新たな「森林・林業基本計画」を踏まえ、５０年サイクルの森林づくりだけでなく、地域の特色やニーズに応じ、資源を利用しながら広葉樹林化や長伐期化等の多様な森林づくりを本格的に推進し、「１００年先を見通した森林づくり」を目指す。

具体的には、

公益的機能を重視した森林づくり

間伐の的確な実施による健全で多様な森林づくり

優れた自然環境を有する森林づくり

森林病虫害等に強い健全な森林づくり

木の文化を支える森林づくり

国民参加の森林づくり

森林環境教育のための森林づくり
新しい作業システムや技術を普及するための森林づくり
等に取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能類型に応じた国有林野の管理経営を推進する。

ア 「水土保持林」に関する事項

「水土保持林」においては、山地災害防止機能、水源かん養機能等の水土保持に必要な森林の健全性の維持増進を図るため、樹根や表土の保全、下層植生の発達に期待される複層林の造成、伐期の長期化、針広混交林への誘導の推進を図るほか、適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、治山施設の計画的な配置に努める。

「水土保持林」は、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱う。

(ア) 国土保全タイプ

山地災害の恐れのある森林、気象害等による居住・産業活動に対する環境悪化を防備する働きが期待される森林等を対象として、

根系が深くかつ広く発達し、下層植生を含む複数の樹冠層を有する多様な樹種で構成される森林

気象害等に対して抵抗性の強い樹種で構成される森林

必要に応じて土砂流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林

に誘導することを目標として、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、適切な間伐、人工林における複層林や針広混交林への誘導等を目的とした育成複層林等を図り、健全な林分の育成に努める。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

(イ) 水源かん養タイプ

銚子川等の水源地帯等で、水源かん養機能の維持向上が重要な国有林野を対象として、洪水緩和、渇水緩和、水質保全等水源かん養機能を発揮させるため、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有しており、深根性・浅根性等の様々な樹種・樹齢の樹木がバランスよく配置された下層植生の豊かな森林であり、林木の生長が旺盛な高蓄積な森林を目標として、適切な管理経営に努め、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確立されるよう適切な間伐、人工林における複層林や針広混交林への誘導等を目的とした育成複層林施業及び長伐期施業の推進等を図り、健全な林分の育成に努める。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

「水土保持林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	4,321	5,711	10,032

本計画においては、鍛冶屋又国有林等における土砂の流出、崩壊などの山地災害を防止する機能をより高めるために、水源かん養タイプから国土保全タイプへ404ha見直しを行った。

イ 「森林と人との共生林」に関する事項

「森林と人との共生林」においては、地域の自然環境を代表する森林や貴重な動植物の生息・生育地の保存のために設定した保護林等の適切な保全管理に努める。

また、レクリエーションの森をはじめ、登山、自然観察、スキー等保健文化機能を増進させる必要のある森林については、多様な樹種・林相からなる森林の維持・造成に努めるとともに、地元自治体等との連携・協力や民間の活力を活かした施設の整備、森林を利用した諸活動のフィールドとしての提供を図るなど適正な利用を推進する。

「森林と人との共生林」は、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱う。

(ア) 自然維持タイプ

原生的な森林生態系等学術的に貴重な、あるいは地域を代表する自然環境を形成する国有林野を対象として、原則として自然の推移に委ねることとし、野生動植物の生息・生育環境の保全等に配慮した管理経営を行う。

また、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な利用が行われるよう、関係者等と連携しながら指導等を行う。

自然維持タイプの森林のうち、原生的な森林生態系からなる森林や学術的に貴重な野生動植物の生育・生息に資するために必要な森林、遺伝資源保存に必要な森林等を引き続き、保護林として設定する。

なお、具体的な取扱いについては、別紙「管理経営の指針」による。

(イ) 森林空間利用タイプ

景観の維持が重要な森林や都市近郊林等国民の保健・文化・教育的利用の場として期待の大きい国有林野を対象として、

多様な樹種で構成され、周辺の景観等と一体となった自然美を有する森林

必要に応じて、保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林

に誘導することを目標として、それぞれの国有林野の現況や利用の形態に応じた管理経営に努める。具体的には、育成複層林施業の積極的な導入により針広混交林の造成を図るなど、景観の向上に配慮した施業を推進し、遊歩道等の施設については必要に応じて整備を行う。

また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野をレクリエーションの森として選定しており、広く国民に開かれた利用に供する。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

「森林と人との共生林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森	
		うち、保護林			計
面 積	156	31	92	80	248

ウ 「資源の循環利用林」に関する事項

「資源の循環利用林」においては、森林の健全性を確保し、木材の需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、多様化する木材需要に応じた林木を育成するための適切な更新、保育及び間伐等を推進することにより木材資源の充実を図る。

具体的には、分収林契約等を行っている国有林野を対象として、

林木の生長が旺盛で、その形質の良好な森林

必要に応じて林業生産基盤が整備されている森林

に誘導することを目標として、渇水緩和や土砂崩壊防止等の公益的機能の維持増進や、二酸化炭素の吸収・固定機能の高度発揮にも配慮しつつ、効率的な木材生産を行うよう努める。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

「資源の循環利用林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他の産業活動の対象	計
面 積	161	-	161

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

森林の整備等を着実かつ適切に進めていくためには、流域（森林計画区）を単位として、民有林と国有林が連携して森林整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、森林計画等の策定のための意見調整、林業事業体の育成等について民有林関係者等と連携して推進することが重要である。

このため、森林計画の策定及び同計画に基づく各種事業の実施に当たっては、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じて、民有林関係者等との連携を強化するとともに、流域管理システムの推進に向けて「流域管理推進アクションプログラム」等の実施に着実に取り組む。

具体的には、

伐採予定等の管理経営に関する情報の提供やシステム販売を含めた素材の安定供給体制の整備による計画的な木材供給の推進

民有林と連携した素材の安定供給を図るための共同施業団地の設定、野生鳥獣との共生のための森林づくりや低コスト林業などの新たな要請に対応するための森林整備による生産目標、森林施業等の共通化

緑の雇用担い手対策の研修フィールドの提供、路網と高性能林業機械を組合せた高効率作業システムの技術習得のためのフィールドの提供や計画的な事業の発注等による林業事業体の育成

低コスト・高効率作業システムや針広混交林への誘導等に関する施業検討会の開催による林業技術の普及・啓発

森林整備協定に基づく施業共同団地内の路網整備や低コスト路網の普及啓発のためのモデル林の設置や検討会の開催による効率的な路網の整備

教育機関、地元ボランティア、森林インストラクター等と連携した森林環境教育等の実施による上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報や林業体験活動の場の提供

等を推進するとともに、地方自治体等と森林整備等を推進するための協定の締結を推進するなど、県・市町との連絡調整を一層推進する。

なお、本計画においては、効率的な路網の整備と高効率な作業システムの導入により、森林吸収目標に必要な間伐を的確に実施し、木材を安定的に供給していくため、民有林との共同施業団地の設定に積極的に取り組んでいく。

「流域管理推進アクションプログラム」

流域管理システムの一層の推進を図るため、国有林野事業が流域ごとに先導的・積極的に取り組む3カ年の行動計画として平成13年度から作成。

(4) 主要事業の実施に関する事項

ア 基本的な考え方

森林の整備に当たっては、各タイプ毎に目標とする森林への誘導に必要な森林施業を的確に実施していく。

主伐については、今後、高齢級のスギ、ヒノキ人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用を考慮して、主伐時期の多様化及び長期化を図る。

更新については、近年、ニホンジカ等による造林木への被害が拡大していることから、必要に応じて、防護柵の設置などの被害対策を的確に実施し、確実な更新を図る。

間伐や保育については、健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導を図るため、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意しながら、的確に実施する。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみではなく、適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備する。

イ 主要事業の総量

本計画期間（平成20年度～24年度）において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりである。

(ア) 伐採総量

（単位：m³、ha）

区 分	タイプ別	主 伐	間 伐	計
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タイ プ	-	(156) 14,211	14,211
	水 源 か ん 養 タイ プ	-	(1,387) 152,893	152,893
森林と人との共生林	自 然 維 持 タイ プ	-	-	-
	森 林 空 間 利 用 タイ プ	-	-	-
資 源 の 循 環 利 用 林		7,646	(15) 1,676	9,322
計		7,646	(1,558) 168,780	{ 7,000 } 176,426

注：1（ ）は、間伐面積である。四捨五入により内訳と計が合わないことがある。

2〔 〕は、搬出等に伴う支障木、松くい虫の被害木等の伐採箇所があらかじめ特定できない臨時的な伐採量で外書。

3 保護林に外接する森林においては、原則として皆伐を行わない。

(イ) 更新総量

(単位：ha)

区 分	タイプ別	人工造林	天然更新	計
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タイプ	-	-	-
	水源かん養タイプ	-	2	2
森林と人との共生林	自 然 維 持 タイプ	-	-	-
	森林空間利用タイプ	-	-	-
資源の循環利用林		22	-	22
計		22	2	24

(ウ) 保育総量

(単位：ha)

区 分	タイプ別	下 刈	除 伐	枝 打
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タイプ	3	5	-
	水源かん養タイプ	81	130	-
森林と人との共生林	自 然 維 持 タイプ	-	-	-
	森林空間利用タイプ	-	-	-
資源の循環利用林		79	-	-
計		163	135	-

(エ) 林道開設及び改良総量

(単位：m)

区 分	タ イ プ 別	開 設		改 良	
		路線数	延 長	箇所数	延 長
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タイプ	-	-	-	-
	水源かん養タイプ	5	6,700	2	750
森林と人との共生林	自 然 維 持 タイプ	-	-	-	-
	森林空間利用タイプ	-	-	-	-
資源の循環利用林		-	-	-	-
計		5	6,700	2	750

ウ 事業実行上の留意事項

主要事業の実施に当たっては、労働災害がなく、健康で明るく働けるよう労働安全衛生の確保に努める。

また、林業事業体への計画的な事業の発注、林業技術の普及、他産業と均衡のとれた労働条件の維持向上等へ配慮し、その育成・強化を図る。

なお、事業実行に当たっては、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全に十分配慮する。

(5) その他必要な事項

治山事業については、「森林整備保全事業計画」に基づき、民有林治山事業との有機的な連携の下に、自然環境の保全に配慮した計画的な実施に努める。

本計画期間では、災害に強い安全な国土づくり、「緑のダム」として水源かん養機能強化、安全で良好な生活環境の保全・形成に対処するため、保全施設及び保安林の整備を計画する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

国有林野の森林の保全管理のため、森林巡視、山火事の防止、森林病虫害や鳥獣被害の把握、廃棄物の不法投棄への対応、保安林の適切な管理等に努める。特に自然環境の保全に留意が必要な箇所については、標識の設置等によりその周知に努める。

また、森林の保全管理に当たっては、地元住民、地方自治体、ボランティア等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄の防止意識の啓発等に努める。

ア 林野火災防止等の森林保全巡視

本計画区には、吉野熊野国立公園及び七里御浜風景林のレクリエーションの森があり、観光及びレクリエーションのための入林者が多く見られる。特に、春季と秋季の乾燥期には利用者の増加と相まり山火事の発生の危険性が増大する。また、近年廃棄物の不法投棄が増加している。

このため、地元市町、消防団及び地元住民等との連携を密にして、山火事防止、廃棄物の不法投棄防止の宣伝、啓発活動を行い、国民共通の財産であるとともに地域の人達の生活空間としての役割を持つ国有林野の森林保全巡視を強化し、山火事防止・廃棄物の不法投棄防止・貴重な動植物の保護等森林の保全管理に努める。

イ 境界の保全管理

国有林野を管理経営していく上で、境界の保全管理は重要であることから、境界標識類の巡検及び境界の巡視等を行い、境界標類及び境界線が不明とならないように努めるとともに、必要に応じ境界見出標等を設置するなど境界の保全を図る。

なお、当計画区については、近接する民有地で宅地の開発等が行われるなど、特に境界の侵害を受けるおそれの高い国有林界があることから、重点的かつ計画的な境界の保全に努める。

ウ 入林者マナーの啓発・普及

近年、国有林への入林者は、登山、トレッキングや森林との積極的なふれあいを志向して年々増加傾向にある。このことに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が大きな問題となっ

ていることから、地元自治体、観光協会、登山愛好者等のボランティアグループとの連携を図りつつ、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努め、ゴミの持ち帰りを通じて、自然を守ろうとする意識の醸成を図る。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害については、周辺民有林と連携を密にして、被害の未然防止、早期発見及び早期防除に努める。特に松くい虫については、近年、その被害量は横ばい状況ではあるものの、依然として保全すべき松林である七里御浜国有林において被害が発生していることから被害木の伐倒駆除等防除対策を重点的に実施するとともに、被害抑制のための健全な松林の整備を行う。また、被害状況等に応じ、植林などによる被害跡地の復旧及び抵抗性マツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図る。なお、実施に当たっては、自然環境の保全に十分留意するとともに地元自治体、地元住民等との連携を図り、関係者が一体となった被害のまん延防止や植林などによる防風林・風景林の再生活動に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

ア 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定しており、その目的に応じて、森林生態系保護地域、森林生物遺伝資源保存林、林木遺伝資源保存林、植物群落保護林、特定動物生息地保護林、特定地理等保護林及び郷土の森に区分している。

当計画区には、二ノ俣ツガ植物群落保護林など4箇所の保護林を設定しており、これらの保護林については、その設定目的等に応じた適切な保護管理に努めるとともに、大学や研究機関へ学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努める。

保護林の保護管理に当たっては、入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については適切に対処するとともに、立ち入りが可能な区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう歩道の整備に努めるほか、森林生態系に関する知識の普及啓発に努める。

さらに、国民の意見を反映した保護林のあり方やその保全管理について、NPO等の協力を得るなどして、それぞれの保護林の状況も踏まえつつ幅広く検討し、適切な取組を進めるとともに、環境行政との緊密な連携に努める。

保護林の一覧

(単位：ha)

種 類	名 称	面 積
植 物 群 落 保 護 林	二ノ俣ツガ	13
	大又文政スギ	1
	大又モミ・ツガ	10
	大又トガサワラ	7
総 数	4 箇 所	31

注) 各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

・植物群落保護林

希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存

イ 緑の回廊

該当なし。

なお、より広範で効果的な森林生態系を保護するためには、保護林を核としたネットワークをつくり、野生動植物の自由な移動の場を確保していくことが重要であることから、今後、民有林関係者等と情報交換を行いながら、「緑の回廊」の設定など野生動植物との共存を目指した森林づくりに向けた幅広い取組を行っていく。

ウ 生物多様性の確保に配慮した森林の保全

国民の森林に対する期待は、国土保全、水源かん養、林産物の供給などの各機能はもとより、近年においては、生物の多様性に関する条約など、重要な生態系としての森林という認識が高まりつつある。これらの状況も踏まえ、国有林の身近な池沼・沢敷・湧出地・草地・懸崖地などを取り巻く森林においても、多様な生物の生息が可能となる区域と位置づけ、その保全に努める。

(4) その他必要な事項

ア 巨樹・巨木の保護に関する事項

当計画区には「森の巨人たち100選」(全国の国有林を対象に林野庁が選定)に選ばれた「大又のカツラ」があることから、熊野市巨樹・巨木協議会との連携のもと、適切な保護管理に努める。

イ ニホンジカ等の被害に関する事項

近年、ニホンジカ等による造林木への被害が拡大していることから、森林被害のモニタリングを行うとともに、これらの被害が予想される箇所については、防護柵の設置等により被害の防止に努める。また、「三重県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)」等に基づき実施される個体数の調整について協力するとともに、今後とも、県、市町と協議会等を通じて被害対策を検討する。

ウ 希少猛禽類等の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、生息・営巣環境及び餌動物の生息環境が大きく影響する。このため、オオタカ、クマタカ等大型猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するなどにより、生息地の把握に努めるとともに、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、森林性猛禽類との共存を目指した森林づくりを検討する。

また、地域個体群となっているツキノワグマについても、同様の取組を行っていく。

エ その他

地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

ア 木材の供給

当計画区の尾鷲地域は、ヒノキ優良造林地であり、古くから木材生産・林産業が盛んなことから、民有林行政等との連携により地域材の銘柄化などに取り組む。また、多様な森林資源を有している国有林野の特性を活かし、民有林からの供給が期待しにくい、世界文化遺産等歴史的木造建築物の修復用資材である大径材や檜皮（ひわだ）等の供給に努める。木材の供給に当たっては、列状間伐、路網、高性能林業機械の3つを組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備による間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努める。

流域管理システムの推進の観点から、民有林と連携して、間伐材の生産性向上を図るとともに、需要者のニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を推進する。

イ 木材の販売

木材の販売に当たっては、民有林関係者、建築関係者、消費者ニーズの的確な把握に努め、需要動向を見極めつつ対応する。

間伐により搬出される低価格な一般材等については、「国有林材の安定供給システム販売」により、需要、販路の拡大を図るとともに、木材の生産・加工の担い手の育成整備、民有林・国有林一体となったロットの拡大等に取り組み、地域の木材産業の振興を図る。

(2) その他必要な事項

木材の利用促進を図るため以下の取組を推進する。

ア 「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」等に基づき、森林・林業関係者等との連携の下に、国産材のPR活動等を通じて公共施設等の木造化、内装材木質化の推進、間伐材の森林土木事業への活用及び木質バイオマス利用等、木材利用の推進に取り組む。また、地球温暖化防止に資する木材の建築資材等としての長期間の利用や、一度利用した木材の再利用、他の資源の代替利用等の促進を図る。

「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」

京都議定書目標達成計画に基づき、我が国の森林による二酸化炭素吸収を高めることを目的に、平成14年12月に農林水産省が策定(平成17年9月一部改正)した10年間の対策。森林整備・保全や木材利用の推進、森林吸収量の報告・検証体制の強化等を明記。

イ 「農林水産省木材利用拡大行動計画」等に基づき、庁舎等の新改築に当たっては、木造化、内装木質化を推進するとともに、治山事業等における森林土木事業に当たっては、木材の特質を考慮しつつ緑化基礎工、法面保護工等に間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むものとする。

「農林水産省木材利用拡大行動計画」

環境に優しく、再生産可能な自然素材である木材の利用は、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成にも貢献することから、農林水産省は、治山・林道事業等における間伐材等の木材の積極的利用を推進する行動計画を平成15年8月に策定。

ウ 地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材需給についての情報交換を進めるなど、林業・木材産業関係者と連携し、多様な分野への木材利用が行われるよう供給体制を整備するとともに、地域住民に対する木材利用の必要性についての積極的な啓発に努める。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

ア 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用にあたっては、その所在する地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮しつつ、

地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資すること

事業遂行上不要となった土地の売り払いを推進すること

を基本として取り組む。

イ 保健・文化・教育的な活動への利用の推進

森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資するため、国有林野のうち、自然環境が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適したもの及び快適な生活環境を保全・形成する上で重要な役割を果たしている「森林と人との共生林」のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれた利用に供する。

この場合、森林とのふれあいに対して多様化、高度化する国民の要請を踏まえ、幼児、青少年から高齢者までの国民各層が四季折々の自然の美しさや心身の安らぎを教授するとともに、精神的な豊かさを養うことができるような場を提供していくとの観点から、「レクリエーションの森リフレッシュ対策」により、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していく。その実施にあたっては、民間活力を活かした施設整備等の推進に努めていくこととし、受益の程度に応じた負担のあり方も含め、具体的な方策について様々な意見を得ながら、幅広い検討を行っていく。

当計画区の七里御浜国有林は、吉野熊野国立公園に指定されている自然景観に優れた海岸林であり、手軽に森林浴が楽しめるといったように、利用者が気分に合わせて休養の場を選択できることから、以下のレクリエーションの森を主たる対象として、保健、文化、教育的な活動への利用を促進する。

本計画においては「レクリエーションの森リフレッシュ対策」として、民間活力を活用しながら、利用者ニーズに即した施設整備や森林景観対策など質的向上を目指した整備を推進する。

なお、活用にあたっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図る。

レクリエーションの森の一覧

種 類	名 称	面 積(ha)
風 景 林	七 里 御 浜 風 景 林	80
総 数	1 箇所	80

「レクリエーションの森リフレッシュ対策」

「レクリエーションの森」を利用者ニーズに即した魅力あるフィールドとして提供するために、設定の見直しを含む整備・活用のあり方等を検討し、質的向上を目指すもので平成17年度から実施。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

本地域における主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- ・道路等の公共用地 - 売払い
- ・国民の保健・文化・教育的利用に係る施設の整備等 - 貸付

(3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、豊かな自然環境を守り、森林の有する公益的機能との調和を図り、併せて当該地域の市町等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を行ったうえで活用の推進を図る。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ア 森林の整備・保全等への国民参加の推進

自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、ボランティア、NPO等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的木造建造物や伝統文化の継承等に貢献するための「木の文化を支える森づくり」の推進、ボランティア等との連携による希少種の保護等生物多様性の保全や自然再生に加えて森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理局との協定の締結等、多様な取組を進める。

イ 自主的な森林整備等へのフィールドの提供

近年、森林に対する関心が高まり、ボランティア活動等を通じて一般市民が森林づくりに参加する取組が増加している。このような取組は森林整備への貢献に加え、森林や林業に対する理解の増進を図る上で重要である。

このため、NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供として、七里御浜国有林において、より一層、森林・林業に関する理解を深めるために保育等の自主的な森林整備活動を行う「ふれあいの森」を引き続き設定する。

ふれあいの森

名 称	面積 (ha)	位 置 (林小班)
七里御浜ふれあいの森	92	七里御浜 877全、878い～イ4、ハ1～ハ5 879全、880い～イ4、ハ1～ハ3 881い～イ3、ハ1～ハ3、882全 883全

ウ 木の文化を支える森林づくり

歴史的木造建造物等の維持・修繕のための資材（檜皮、大径材等）を持続的に供給するため、関係者との情報交換を通じて、木の文化を支える森林づくりのための取組を積極的に行う。

エ 里山整備の推進

平成14年11月美しい里山懇談会（座長：丸山宏名城大学農学部教授）から近畿中国森林管理局長に報告された「21世紀美しい里山づくりの提言」を踏まえ、地域住民、ボランティア、研究者、関係行政機関等と協力・連携し里山整備の推進に努める。

(2) 分収林に関する事項

緑資源の確保に対する国民的な要請が高まっている中で、社会貢献活動としての森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度を活用した下流住民等による水源林の造成や企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」等の設定を行い森林整備を推進する。

なお、「法人の森林」については、企業等への積極的な情報提供及び関係者との情報交換を行うなど、設定に向け積極的な取り組みを行う。

(3) その他必要な事項

ア 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の設定・活用、森林管理局、森林管理署等の主催による林業体験や森林教室等の体験活動、情報提供や技術指導等の取組を推進する。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努める。

なお、「遊々の森」とは、学校等と森林管理署等との協定締結により、様々な体験活動の場として国有林野を利用する制度であり、今後とも、関係者との情報交換を通じて、その設定に向け積極的な取り組みを行う。

イ 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理署に設置した森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努める。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

ア 林業技術の開発

森林の公益的機能に対する国民の要請に対応し、機能類型に応じた森林の保全、整備、利用を着実に図るため、新たな技術開発目標に基づき、森林技術センターを拠点として取り組む各種技術開発及び森林管理署等に設定されている各種試験地等における技術開発を計画的に推進する。

さらに、民有林との技術交流の一環として林業普及指導員等とも連携を深めながら林業技術の向上に取り組む。

イ 林業技術の普及

これまで造成してきたスギ・ヒノキ人工林を今後、多様な姿の森林へ誘導するに当たっては、高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの開発・普及に取り組むこととし、国有林野事業の中で開発、改良された林業技術の普及を行う。

なお、普及に当たっては、森林管理局、森林管理署に設置した「緑づくり支援窓口」の機能の充実を図り、情報提供を積極的に行うとともに国民からの問い合わせに対する的確に対応していく。

また、施業指標林、試験地等の展示等を通じて、地域の林業関係者に対し、列状間伐などの新たな森林施業についての普及・啓発を図るとともに、民有林行政、試験研究機関等との連携を密接に取りながら、必要に応じて新たな課題に対応するための試験研究等のフィールドの提供等を行う。

さらに、機能類型ごとに設定した施業モデル林の活用を推進し、国有林が公益的機能をより重視した管理経営を行っていくことを国民にわかりやすくＰＲしていく。

(2) 地域の振興に関する事項

地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命である。このため、国有林野の立地特性を踏まえつつ、日頃から、地元自治体等への国有林野内の森林の有効活用や未利用資源に関する情報の提供、地域づくりへの積極的な参画、相談受付体制の充実など地元自治体等との連携強化に努めるなど地域との意志疎通を十分に図り、地域における国土保全、水源かん養、自然景観の保全等の森林の持つ公益的機能の発揮、保健・文化・教育的利用の推進、国有林野の利活用、森林の整備や林産物販売等を通じて、地域産業の振興、住民の福祉に寄与するよう努める。

(3) その他必要な事項

ア 文化財保全への貢献

我が国の「木の文化」の象徴である伝統的木造建造物を将来にわたって健全に維持・継承していくことは、極めて重要である。

このため、国宝・重要文化財等に指定されている木造建造物等の維持・修繕のための資材（檜皮等建築材料）を持続的に供給するための体制整備を推進する。

また、世界文化遺産と一体となった森林の森林環境の保全・造成について、地域の関係者との連携を図りながら推進していく。

イ 資源循環型社会への対応

持続生産可能な森林バイオマス資源をさらに有効に活用するために、民有林行政部局、他省庁の地方機関、地元自治体やバイオマス利活用推進団体と連携しつつ、間伐材や除伐木等を含めた森林バイオマス資源の利活用の推進と、活用方法の検討を行う。

ウ 新たなニーズに対応した作業システムや技術の積極的な普及

効率的かつ効果的な森林整備を推進するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備・普及・定着や自然に生えてくる樹木を育てていく天然更新により森林をつくる技術の普及に取り組んでいく。

エ スギ花粉発生源対策の推進

国民の有病率が極めて高いスギ花粉症については、民有林行政との連携の下、花粉発生源に特定されたスギ人工林の樹種転換を行うなど効果的な対策の推進に努める。

第 3 次国有林野施業実施計画書

本計画は、国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）に基づいて、「国有林の地域別の森林計画」（森林法第 7 条の 2 の規定に基づいて作成するもの）及び「地域管理経営計画」（国有林野の管理経営に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づいて作成するもの）に即して定めるものである。

目 次

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域	1
2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、 上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法 及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(1) 伐採造林計画簿	1
(2) 水源かん養タイプにおける施業群別の名称及び面積等	1
(3) 水源かん養タイプにおける施業群別の上限伐採面積	2
(4) 生産群別の名称及び面積等	2
(5) 標準伐採量	2
(6) 伐採総量	3
(7) 更新総量	4
(8) 保育総量	4
3 林道の整備に関する事項	5
4 治山に関する事項	5
5 保護林の名称及び区域	6
6 レクリエーションの森の名称及び区域	6
7 その他必要な事項	7
(1) 施業指標林、試験地等	7
(2) フィールドの提供及び文化財保全への貢献	7
(3) 国土保全タイプの区分別面積	8
(4) 文化財等の現況	8
(5) その他	8

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに地域管理経営計画の1の(1)及び(2)に定める3機能類型の具体的な配置については、別添1「国有林野施業実施計画図」による。

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

地域管理経営計画の1の(4)の(ア)に定める伐採総量についての具体的な箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに同計画の1の(4)の(イ)に定める更新総量についての具体的な箇所ごとの更新方法及び更新量は、別添2「伐採造林計画簿」に示すとおりである。

(2) 水源かん養タイプにおける施業群別の名称及び面積等

地域管理経営計画の1の(2)のアの(イ)に基づく水源かん養タイプの森林における具体的な施業方法については、5つの施業群に分けて定めているところであり各施業群の内訳は次のとおりである。

(単位：ha)

施 業 群	面 積	取 扱 い の 内 容	主伐の下限林齢
天 然 林	663.40	現在の林分状況の維持、健全性確保、針広混交林への誘導、択伐、天然更新	注4
複 層 林	615.33	非皆伐、上木と下木で構成される複層状態の森林の造成、複層伐、新植等	120年(60年)
長 伐 期	3,468.19	大径針葉樹を主体として、広葉樹が混交する森林の造成、皆伐、新植	80年 注6
分 散 伐 区	53.23	異なる齢級の小面積林分をモザイク状に配置するよう造成、皆伐、新植	45年
そ の 他	696.69	別紙「管理経営の指針」による	注7
合 計	5,496.84		

(注) 1 面積は、林地面積。

2 下限林齢とは、主伐ができる最低林齢。

3 具体的な取扱いの内容は、別紙「管理経営の指針」による。

4 天然林施業群については、林分の健全性の維持を目的に、衰退木・枯損木を対象に択伐を行うこととなっているため下限林齢は設定しない。

5 複層林の()は、更新伐の林齢。

6 明治100年記念造林地については長伐期施業群であるが、下限林齢を100年とする。

7 その他の施業群については、試験地等設置の目的に応じた取扱いを行うため、下限林齢は設定しない。

(3) 水源かん養タイプにおける施業群別の上限伐採面積

国有林野管理経営規程第 5 条第 2 項第 3 号に基づいて定める水源かん養タイプの森林における主伐に係る上限伐採面積は、次のとおりである。計画期間における主伐については、施業群ごとにこの上限伐採面積を上回って計画することはできない。

(単位 : ha)

施 業 群	上限伐採面積
複 層 林	51
長 伐 期	216
分 散 伐 区	5

(注) 上限伐採面積は計画期間 5 年分の合計面積である。

(4) 生産群別の名称及び面積等

地域管理経営計画の 1 の(2)のウに基づく資源の循環利用林における具体的な施業方法については、生産群に分けて定めているところであり、各生産群の内訳は次のとおりである。

(単位 : ha)

生 産 群	面 積	生 産 目 標 等	伐 期 齢
スギ・ヒノキ 人工林中径材	108.67	スギ・ヒノキ一般建築材 20 ~ 28cm	スギ 40年 ヒノキ 45年
ヒノキ人工林 優良柱材	42.89	ヒノキ無節柱材 22 ~ 24cm	スギ・ヒノキ人工林中 径材と同様
合 計	151.56		

- (注) 1 面積は、林地面積。
 2 生産目標等欄の数値は、生産目標とする胸高直径である。
 3 分収林については契約に基づき施業、伐採を行う。

(5) 標準伐採量

国有林野管理経営規程第 5 条第 2 項第 4 号に基づいて定める「資源の循環利用林」における標準伐採量は、本森林計画区の「資源の循環利用林」の生産群別面積が僅少であるため定めないが、伐採量、伐採方法の決定に当たっては、林分内容、周辺の状況等を考慮し、将来の木材生産の保続に支障を及ぼさないように配慮した。

(6) 伐採総量

地域管理経営計画の 1 の(4)の(ア)伐採総量の内訳は、次のとおりである。

また、本表は伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものである。

(単位 材積 : m^3 、面積 : ha)

区 分			林 地					林地 以外	合 計
			主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
水 土 保 全 林	国土保全タイプ		-	(155.91) 14,211	14,211	6,800	173,904	-	173,904
	水源かん養タイプ	天 然 林	-	-					
		複 層 林	-	17,682	17,682				
		長 伐 期	-	134,442	134,442				
		分散伐区	-	56	56				
		そ の 他	-	713	713				
		小 計	-	(1,387.01) 152,893	152,893				
		計	-	(1,542.92) 167,104	167,104				
	森 林 と 人 共 生 の 林	自然維持タイプ		-	-				
森林空間利用 タイプ		-	-	-					
計		-	-	-					
資 源 の 循 環 利 用 林	スギ・ヒノキ 人工林中径材		5,200	712	5,912	200	9,522	-	9,522
	ヒノキ優良柱材		2,446	964	3,410				
	計		7,646	(14.68) 1,676	9,322				
合 計			7,646	(1,557.60) 168,780	176,426	7,000	183,426	-	183,426
年 平 均			1,529	(311.52) 33,756	35,285	1,400	36,685	-	36,685

(注) 1 () は間伐面積である。

2 臨時伐採量については、表中以外の施業群、生産群等の数量も含む。

(7) 更新総量

地域管理経営計画の 1 の (4)の(イ)更新総量の内訳は、次のとおりである。また、本表は伐採造林計画簿で定める更新箇所ごとの更新量を取りまとめたものである。

(単位 : ha)

区 分		人工造林			天然更新			合 計
		単層林造成	複層林造成	計	天然下種第1類	天然下種第2類	計	
水土保全林	国土保全タイプ°	-	-	-	-	-	-	-
	水源かん養タイプ°	-	-	-	2.02	-	2.02	2.02
	計	-	-	-	2.02	-	2.02	2.02
森林の共生林と人との共生林	自然維持タイプ°	-	-	-	-	-	-	-
	森林空間利用タイプ°	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
資源の循環利用林		21.77	-	21.77	-	-	-	21.77
合 計		21.77	-	21.77	2.02	-	2.02	23.79

(8) 保育総量

地域管理経営計画の 1 の (4)の(ウ)保育総量の内訳は、次のとおりである。

(単位 : ha)

区 分		保 育		
		下 刈	除 伐	枝 打
水土保全林	国土保全タイプ	2.55	4.85	-
	水源かん養タイプ	80.90	130.26	-
	計	83.45	135.11	-
森林と人との共生林	自然維持タイプ	-	-	-
	森林空間利用タイプ	-	-	-
	計	-	-	-
資源の循環利用林		79.26	-	-
合 計		162.71	135.11	-

3 林道の整備に関する事項

地域管理経営計画の1の(4)の(エ)林道開設及び改良総量の路線別の内訳は次のとおりである。
(単位：m)

基 幹 その他別	開 設 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長	機 能 類 型 タ イ プ 別	備 考
その他	開設	樺木平林道支線	大 又 (845)	700	水 土 保 全 林 (水源かん養タイプ)	
		鎌塚林道	大 又 (860～861)	600	水 土 保 全 林 (水源かん養タイプ)	
		石ヶ谷林道支線	石ヶ谷 (874)	800	水 土 保 全 林 (水源かん養タイプ)	
		大河内林道	大河内山 (718)	2,200	水 土 保 全 林 (水源かん養タイプ)	
		妙婦谷林道	妙婦谷 (586～589)	2,400	水 土 保 全 林 (水源かん養タイプ)	
計				6,700		
その他	改良	大又佐渡林道	大 又 (840～846)	700	水 土 保 全 林 (水源かん養タイプ)	
		京良谷林道	キ ャ ラ (701)	50	水 土 保 全 林 (水源かん養タイプ)	
計				750		

4 治山に関する事項

地域管理経営計画の1の(5)その他必要な事項については、次のとおりである。
(単位：保安施設 箇所、保安林整備 ha)

位 置 (林班名)	区 分	工 種	計 画 量	備 考
妙 婦 谷 586、587、590 鍛冶屋又 628 大 又 860、861 836、837、838 清 水 谷 855、856	保 全 施 設	溪 間 工	9	
妙 婦 谷 589 十 須 736、737 大 又 836、837		山 腹 工	7	
計			16	
キヨラ谷 702、705 割 石 706、707、708 河原小屋 715、716 矢 ノ 川 724 大 又 863、864、865 866、867、868 七里御浜 877、878、879 880、881、882、 883	保安林の整備	保 育	361.20	
計			361.20	

5 保護林の名称及び区域

地域管理経営計画の2の(3)アに定める保護林の箇所別の内訳は次のとおりである。

種 類	名 称	新・既	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
植物群落 保護林	二ノ俣ツガ 植物群落保 護林	既 設	12.55	二ノ俣 6 0 3 ろ	スギ、ツガを主体と した天然性針葉樹林 の保護
	大又トガサ ワラ植物群 落保護林	既 設	7.10	大 又 8 4 4 は	当地方の希少な樹種 であるトガサワラ林 の保護
	大又モミ・ ツガ植物群 落保護林	既 設	9.67	大 又 8 4 7 い	モミ・ツガの高齢級 林分の保護
	大又文政ス ギ植物群落 保護林	既 設	1.50	大 又 8 4 7 ろ	文政年間に植林され たスギ林の保護

6 レクリエーションの森の名称及び区域

地域管理経営計画の4の(1)に定めるレクリエーションの森の箇所別の内訳は、次のとおりである。

種 類	名 称	既設 新設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	選 定 理 由	備 考
風 景 林	七里御浜風景林	既設	80.53	七里御浜 8 7 7 い～は 8 7 8 い、ろ 8 7 9 い1～に ち 8 8 0 い 8 8 1 い、は、 に 8 8 2 い2、い4 8 8 3 い1、い2	熊野灘に沿う松林は、 白波の海と砂浜とも 調和していることか ら、風景観賞や地域 住民の散策の場とし て利用されている。	育成複層 林施業
				七里御浜 8 7 9 ほ 8 8 1 ろ 8 8 3 ろ1、ろ2		天然生林 施業
				七里御浜 8 7 9 八		林地以外

7 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設定年	面積(ha)	位置(林小班)	備 考
試験地	収穫試験地	昭和35	0.66	大又841へ	ヒノキ(森林総研)
	植栽試験地	昭和38	2.00	大又860と	(署課題)
		昭和63	0.80	西谷1826と	シキミ(")
	合自然的森林施業の 確立	平成 4	0.20	大又836り3	(")
			0.20	大又839ち2	(")
			0.20	大又839り2	(")
			0.20	大又840り2	(")
	次 代 検 定 林	昭和39	0.78	大又858へ	スギ
			0.33	大又859ほ	スギ
		昭和51	1.00	大又835れ1～れ6	スギ
		昭和52	1.07	大又835つ	スギ
		昭和54	0.57	大又834り	スギ
		昭和60	0.78	大又830ち	ヒノキ
展示林	明治100年記念造林 地	昭和43	12.63	キヨラ谷703と	植栽密度、施肥別 試験
			8.17	大又863は	品種、挿し木、実 生別試験

(2) フィールドの提供及び文化財保全への貢献

地域のニーズに対応した森林・林業に関する技術の開発・普及や国民による国有林野の積極的な整備・利用を推進するため、国有林野をフィールドとして積極的に提供する。

このため、国民各層のニーズの把握に努めるとともに、国有林の制度や管理運営の方針等について、積極的なPRを推進する。

また、国宝・重要文化財等の維持・修繕のための資材の確保・供給に取り組む。

対象地(林小班)	設定の目的 「名 称」	備 考
大 又 868 る	檜皮採取対象林	平成13年12月27日 (社)全国社寺等屋根工事技術保存 会と協定締結 5.32ha
七里御浜 877、878、 879、880、881、882、 883	世界文化遺産貢献の森林 (紀伊山地の霊場と参詣道 周辺の国有林)	平成17年度設定 91.92ha 別冊「世界文化遺産貢献の森林」 による。

(3) 国土保全タイプの区分別面積

地域管理経営計画の 1 の(2)のアの(ア)に基づいた国土保全タイプの目的別面積は次のとおりである。

(単位：ha)

区 分	土砂流出 崩壊防備	生活環境 保 全	その他の 国土保全林	合 計
面 積	1,359.74	106.86	2,854.23	4,320.83

(注) 具体的な取扱いの内容は、別紙「管理経営の指針」による。

(4) 文化財等の現況

区 分	指 定 機 関	名 称	面 積 (ha)	位置(林小班)	管 理 団 体	備 考 (所在)
史 跡	国	熊野参詣道(七里御浜)	0.13	七里御浜883ろ1 ろ2		紀宝町
天 然	三重県	矢ノ川陰谷樹叢	0.12	矢ノ川 725わ	尾鷲市	尾鷲市

(5) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

(単位：ha)

位 置(林小班)	面 積	施 業 方 法
大 又 862か 七里御浜 882い1、い3、ろ	2.29	育成複層林施業
七里御浜 878は、879へ、と	0.34	天然生林施業
七里御浜 877イ1～ロ3、878イ1～ハ5 879イ～ロ5、880イ1～ハ3、 881イ1～ハ3、882イ1～イ3 883イ～ロ4	9.53	林地以外

世界文化遺産貢献の^も森^り林

（紀伊山地の霊場と参詣道周辺の国有林）

平成 1 8 年 3 月設定

近畿中国森林管理局

「世界文化遺産貢献の森林（紀伊山地の霊場と参詣道周辺の国有林）」の設定について

1 設定の趣旨

紀伊半島特有の地形、気候及び植生などの自然環境に根ざして育まれた多様な信仰の形態を背景として、紀伊山地には「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」と呼ばれる顕著な三つの霊場とそれらを結ぶ「参詣道」が形成され、世界でも類を見ない資産として、平成16年7月に世界文化遺産に登録された。

この世界文化遺産を構成する「大峯奥駈道」、「熊野参詣道」、「高野山町石道」の三つの参詣道は、沿道の山岳・森林と一体となった文化的景観を形成しており、参詣道や木造文化財等と一体となった森林景観の保全が求められている。

また、多くの寺院建築及び神社建築は木造宗教建築の代表例であり、その歴史上、芸術上の建築的価値は極めて高い。これらの木造文化財等を後世に守り伝えていくためには、定期的な修復が必要であるが、檜皮や構造材などの修復資材やこれに携わる技術者・技能者が不足しており、文化財等の維持に困難をきたしている状況にある。

このような中で、国有林野は多様な森林やまとまりのあるフィールドを有し、今後、民有林では対応することが困難な樹種の供給や森林の多面的な活用が期待されているところである。

このため、世界文化遺産が所在する地域の国有林を一定のまとまりで「世界文化遺産貢献の森林」として設定し、

参詣道や木造文化財等と一体となった森林景観の保全

参詣道や木造文化財等と森林のかかわりを学習する場としての活用

木造文化財等の修復に必要な檜皮や木材などの資材の供給

檜皮採取技能者である原皮師ちとかわしの養成のためのフィールドの提供

などの事業を展開し、森林の重要性や森林と文化財のかかわり等を普及する象徴的・総合的な拠点として整備するものとする。

2 設定区域

世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、修験道の拠点である「吉野・大峯」、熊野信仰の中心地である「熊野三山」、真言密教の根本道場である「高野山」の三霊場及び、それらを結ぶ「参詣道」から構成される。これらの遺産群には、国宝又は重要文化財に指定されている27件の建造物、史跡、名勝、天然記念物に指定されている14件の遺跡が含まれている。特に、参詣道は、「大峯奥駈道」、「熊野参詣道」、「高野山町石道」と三つの道があり、これらの道は、険しく清浄な自然環境のなかに今日まで良好な状態で残り、沿道の山岳・森林と一体となった文化的景観を形成している。

これらの世界文化遺産等の周辺に所在する国有林のうち、各々の森林の特徴、過去の施業経緯等を踏まえ、三重県の七里御浜国有林、奈良県の伯母谷おばだに、鳴川山なるかわやま、池郷いけごう、白谷山しらたにやま、伯母子国おばこ有林、和歌山県の権現山、御手洗みたらい、白見しらみ、那智山なちさん、妙法山みょうほうさん、高野山国有林1,346haを世界文化遺産貢献の森林として設定する。

3 ゾーン設定及び各ゾーンにおける森林や施設の整備方針

区域内の各森林の林分内容、位置等を踏まえ、林班又は小班単位で区分して以下のゾーンを設定する。なお、必要に応じて各ゾーンを重複させることとする。

(1) 檜皮の森林ゾーン

ア ゾーン設定の考え方及び設定区域

檜皮の供給や原皮師の養成の場とするため、檜皮の採取が80年生以上のヒノキ林で8～10年間隔で行われることを踏まえ、このようなヒノキ林がまとまって存在する地域を「檜

皮の森林ゾーン」とする。

設定区域は、権現山、妙法山、高野山国有林内の118haとする。

また、檜皮を採取する技能者である原皮師の養成の場として活用することも検討する。

イ 森林や施設の整備方針等

ゾーン内の檜皮を採取する林小班においては、間伐等の森林整備を適切に実施し、ヒノキの健全な生育を促すこととする。また、必要に応じて、各種作業に必要な作業道、歩道等路網の整備を行うこととする。

なお、檜皮採取地においては、檜皮採取の必要性について、一般市民の理解を深めるよう主要な地点に説明板を設置する。

(2) 文化財用材の森林ゾーン

ア ゾーン設定の考え方及び設定区域

木造文化財建造物には大径・長尺なものが使用されていることから、これらの修復用材を備蓄・供給する場とするため、高齢の森林がまとまって存在する地域を「文化財用材の森林ゾーン」とする。

設定区域は、妙法山、高野山国有林内の93haとする。

イ 森林や施設の整備方針等

間伐等の繰り返し等により大径木等の育成・備蓄を図り、将来の修復用材としての供給要請に備えることとする。また、必要に応じて各種作業等に必要な作業道、歩道等路網の整備を行うこととする。

なお、森林整備に当たっては、宗教行事に使われる樹木等の保全にも配慮することとする。

(3) 風致の保全ゾーン

ア ゾーン設定の考え方及び設定区域

紀伊山地の霊場と参詣道の文化的景観を形成している森林の風致の維持向上を図るため、域内の全国有林を「風致の保全ゾーン」とする。

設定区域は、七里御浜、伯母谷、鳴川山、池郷、白谷山、伯母子、権現山、御手洗、白見、那智山、妙法山、高野山国有林の計1,346haとする

イ 森林や施設の整備方針等

参詣道や木造文化財等と一体となった森林景観の保全のため、多様な樹種で構成される林相及び風致の維持向上を目的とした樹木の伐採又は植栽並びに被害木・枯損木等の除去を行うなど、風致に配慮した施業を行う。

また、上記作業及び森林管理に必要な作業道、歩道等の路網の整備を必要に応じて実施する。

なお、区域に隣接する森林についても、世界文化遺産を取巻く文化的景観に配慮した施業を行う。

(4) 森林と文化財の学びゾーン

ア ゾーン設定の考え方及び設定区域

森林の重要性や森林と文化財のかかわり等を学習する場として活用するため、多くの入込者が期待できる立地条件にあり、林内散策や野外学習等のための施設や条件等が整備可能な地域を「森林と文化財の学びゾーン」とする。

設定区域は、七里御浜、御手洗、妙法山、高野山国有林の190haとする。

イ 活動内容及び施設の整備方針等

一般市民や児童・生徒を対象として、伝統技能や森林と文化財のかかわり等を広く周知するため、原皮師による檜皮採取の実演、施設・保安林等を活用した勉強会の実施、森林の重要性を広く周知するため、樹木の植栽や保育等の体験林業及び森林防災施設等の見学を含めた森林散策等の活動を実施する。

また、これらの事業を展開していく上で必要な施設等については、個々の地域の文化的特性を踏まえ、整備を行う。

なお、各ゾーンにおける具体的な整備に当たっては、世界文化遺産の区域が広範囲に跨るという特性を踏まえ、個々の地域の文化的特性に応じた取扱いを行う。

また、整備等に使用する資材については、木材など自然にあるものを使用する。

4 関係機関等との連携

上記の各々のゾーンにおける各種事業については、関係省庁、三重県、奈良県、和歌山県、関係市町村及び関係団体等と連携し、修復資材の供給、森林の整備を適切に実施し、森林の重要性や森林と文化財のかかわりについて地域住民等の理解を深めるよう努める。

(参考)

「世界文化遺産貢献の森林（紀伊山地の霊場と参詣道周辺の国有林）」設定区域一覧

単位：ha

国有林名	該当林小班	面積	ゾ ー ン 区 分			
			檜皮の森林	文化財用材の森林	風致の保全	森林と文化財の学び
七里御浜	877、878、879、880、881、882、883	91.92			○	○
計		91.92			91.92	91.92